

## ブロッキングの法制度整備に関する民事手続法上の論点 (インターネット上の海賊版対策に関する検討会議)

2018年7月25日  
一橋大学 山本和彦

### 1 基本的な制度設計

#### 論点

- ・ サイトブロッキング請求権を訴訟外では行使できない、裁判によって初めて認められる権利とするような制度設計は、どのような場合に採用されることが適当か。今回のケースではその判断基準に照らしてそのような制度設計を行うことは許容されるか。また、妥当か。
- ・ イギリス等と同様に法改正によりアクセスプロバイダは自らが著作権侵害を行っていないにもかかわらず海賊版サイトへのアクセスをブロックする義務を負うと位置付けることは日本の民事法上可能か。

- ・ サイトブロッキングの請求権の性質:新たに創設される、著作権侵害責任とは独立に成立する、訴訟でのみ行使可能な請求権  
(著作権侵害とは独立の権利の前例:発信者情報開示請求権、訴訟でのみ行使可能な請求権の前例:詐害行為取消権・否認権等)
- ・ 原告:著作権者、被告:プロバイダとする民事訴訟を基本(仮処分も可能)  
Cf. 非訟事件として構成する可能性:争訟的非訟事件手続(家事審判、借地非訟、商事非訟等)

### 2 第三者の手続保障

#### 論点

- ・ 民事手続法の考え方からは、海賊版サイト運営者、一般ユーザー、オーバーストッキングされる者と主張する者の手続保障を図る必要はあるか。
- ・ 上記必要性があるとした場合、現行民事訴訟法上の制度(補助参加、独立当事者参加、民事保全法上の審尋など)でそれらの者の手続保障を図ることは可能か。

- ・ 問題となる第三者
  - 海賊版サイト運営者の手続保障の要否:実質的な利益帰属主体
  - 一般ユーザーの手続保障の要否:削除請求権において利益保護なし
  - オーバーストッキング主張者の手続保障の要否:「巻き添え」になる者
- ・ 手続保障の方途
  - 訴訟係属の通知(訴訟告知=住所等が不明であれば不要)・公告→補助参加の可能性
  - プロバイダを通じた実質的な手続保障の可能性(cf. プロバイダ責任制限法)

### 3 原告＝団体の可能性

**論点**：ブロッキング請求の濫用防止や過剰差止（特定の著作権者が自己の権利とは関係のない範囲も含めてブロッキングを求めることとなる）の問題の回避などの観点から、消費者団体訴訟制度のように、不特定多数の権利者の利益のために一定の要件を満たす適格団体のみが訴えをもってブロッキングを請求することができるとする制度は考えられるか。

- ・ 多数の著作権者：訴権行使の困難、濫用のおそれ⇒適格団体（著作権者の権利を代表する団体等）に訴権集中の可能性
- ・ 実体権の内容として構成（団体のみが有する請求権）  
Cf. 消費者団体訴訟（適格消費者団体による差止請求権）
- ・ 任意的訴訟担当として構成（著作権者の権利を団体が代位して行使＝授権が前提）  
Cf. 暴力団対策法による暴力追放運動センターによる差止請求権

### 4 被告＝団体の可能性

**論点**：多くのアクセスプロバイダにブロッキング義務を及ぼすためにはどのような制度が考えられるか。例えば、アクセスプロバイダの利益を代表する団体を法定訴訟担当として判決効をすべてに及ぼすといったことなどが考えられるか。また、通常の訴訟の構造とは異なって、権利者の申立てに基づいて裁判所が一定の要件を充足するアクセスプロバイダに対してブロッキング命令を出すといった手続（特定のアクセスプロバイダを被告としない手続）などは考えられるか。

- ・ 多数のプロバイダ：訴権行使の困難⇒全プロバイダが加入する団体を被告とする可能性
- ・ 判決効拡張を前提とする構成
  - 法定訴訟担当：実体法上の管理処分権が前提
  - 任意的訴訟担当：授権が前提＝団体加入時に一般的授権の可能性
- ・ 判決効拡張を前提としない構成
  - 判決結果に従って事実上全プロバイダがブロッキング＝免責規定の必要（刑事免責、民事免責）